

文京区教育委員会教育指針（案）について

1 概要

文京区教育委員会教育指針（以下「教育指針」という。）について、パブリックコメント等での検討を踏まえ案を作成したため報告する。

2 教育指針（案）

別紙1のとおり

3 区民参画について

(1) パブリックコメント

【実施期間】令和元年12月19日（木）から令和2年1月17日（金）まで

【意見提出者数】17人（団体含む。）

【意見件数】210件

【主な意見と教育委員会の考え方】別紙2のとおり

(2) ワークショップ

講師（北村友人東京大学大学院准教授）による講話を踏まえ、「子どもたちにつけてもらいたい力」「子どもたちのより良い学びと育ちのためにしたいこと」をテーマに、区民同士で対話を行った。

【開催日】令和2年1月16日（木）

【会場】シルバーホール（文京シビックセンター4階）

【参加人数】14人

4 今後のスケジュール（予定）

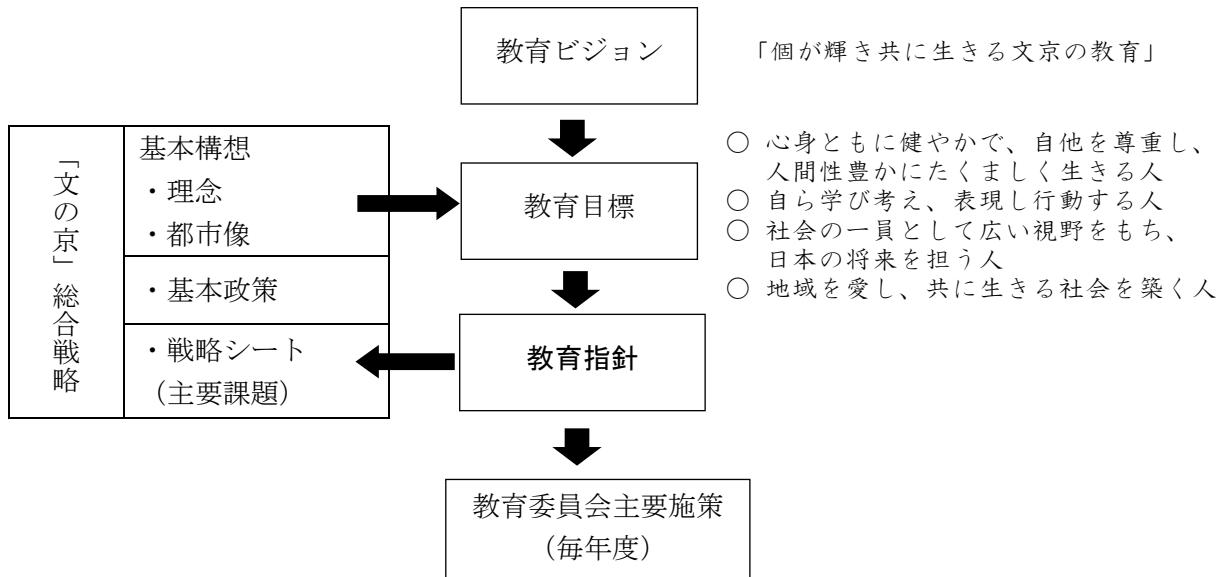
令和2年 2月 議会報告（案）
3月 教育委員会決定

文京区教育委員会教育指針

1 教育指針の位置づけ

文京区教育委員会教育指針は、本区の教育の施策全体の方向性を示すものです。本指針に則って、毎年度、推進すべき施策を「主要施策」として定め、着実に取り組んでまいります。

また、重要性・緊急性の高い主要課題については、「文の京」総合戦略と整合を図り、財政的な裏付けを伴い実効性を担保しながら施策を推進してまいります。



2 教育指針

(1) 教育指針の基本的な視点

視点 1

持続可能な社会を見据えた新しい未来の創り手の育成

持続可能な社会を切り拓く新たな未来の創り手を育成するため、様々な教育活動の中で答えが一つではない課題に向き合うなどしながら、他者と協働しつつ創造的に生きていくための資質・能力を育みます。

視点 2

学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成

知・徳・体のバランスのとれた、子どもたちの「生きる力」を育むため、「確かな学力の定着」「豊かな人間性の育成」「健康・体力の増進」に向けた取組を行います。また、「保・幼・小・中の連携・接続」や「特別支援教育」を推進します。

視点 3

地域ぐるみで子どもの教育に取り組むための連携・協働

学校と地域をつなぐコミュニティ・スクールなど様々な取組の活動状況を踏まえ、学校（園）・家庭・地域のほか、関係機関を含めた連携がより一層推進され、地域ぐるみで子どもの教育に取り組めるよう施策を推進していきます。

視点 4

子どもの学びを保障する教育環境

子どもたちを取り巻く教育環境を整備するため、学校教育を担う教員の資質・能力向上や教育活動に専念できる工夫、安全・安心な学校（園）生活を送るための防災・防犯に関する危機管理体制の整備や学校施設の整備、子どもたちの課題に対する専門的アプローチなど、多岐にわたる取組を実施します。

(2) 教育指針の体系

視点1 持続可能な社会を見据えた新しい未来の創り手の育成

(1) 新しい未来に向けた教育活動の推進

- ①コミュニケーション能力に富み、他者と協働する力や自律的に判断する力、自己実現を図る力など、自らの手で未来を切り拓く力を育てます。
- ②Society 5.0における社会や科学技術の進展に貢献できるよう、ICTやAI等の先端技術を活用した学びに必要な基盤を整備し、理数教育の充実や個に応じたきめ細やかな指導を進めます。
- ③これからの国際社会で活躍していくよう、英語教育や国際理解教育、プログラミング教育等の充実を図ります。
- ④様々な教育活動を通じ、年齢の違う人、障害のある人、高齢者、外国人など異なる文化や意識、価値観等をもった人々との交流を進め、共に生きるために豊かな心と行動力を育みます。
- ⑤地域への理解と愛着を深め、地域活動への参加を促すなど、子どもたちが将来、地域の一員としての役割と責任を自覚し、行動できる取組を進めます。

視点2 学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成

(1) 確かな学力の定着

- ①知識や技能を習得し、思考力・判断力・表現力等の能力、主体的に取り組む態度などバランスよく育成する教育活動を進めます。
- ②子どもたちが学ぶ楽しさを感じ、知的好奇心をもって自ら進んで学習に取り組むとともに、これから社会を牽引できるよう、将来にわたって学び続ける姿勢を身に付ける教育活動を進めます。
- ③すべての児童・生徒が基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得・活用できるよう、一人ひとりの個性や能力に応じた最適な教育活動を進めます。

(2) 豊かな人間性の育成

- ①多様化する社会において、自他の違いを認め、一人ひとりの個性を尊重しながら、いじめの未然防止や男女平等などの人権教育や心の教育、いのちの教育を進めます。
- ②家庭や地域社会との連携を図りながら、社会の一員としての規範意識、倫理観やすべての人への思いやりの心、生命を尊重し自然を慈しむ心をもつ子どもを育てる取組を進めます。
- ③我が国や文の京等の伝統や文化を尊重するための教育を充実させ、体験活動を重視した学習活動を展開します。

(3) 健康・体力の増進

- ①子どもたちの基礎的な体力・運動能力を向上させるとともに、健康づくり・体力づくりの基本的習慣を身に付ける取組を推進します。
- ②体に関する正しい知識を身に付けさせるとともに、食育を推進し、体力向上、健康維持への意識の啓発に努めます。
- ③子どもたちの基本的生活習慣を確立し、健康でたくましい心と体を養うため、家庭への意識啓発活動を行い、学校・園と家庭が連携した取組を進めます。
- ④子どもたちの身の回りに潜む危険や交通事故・自然災害などから自らの身を守る力を育てます。

(4) 保・幼・小・中の連携・接続

- ①保育園・幼稚園・小学校・中学校の円滑な接続の実現に向け、幼児・児童・生徒、教職員、保護者等の相互交流の機会の充実を図ります。
- ②地域で子どもを育てる意識を醸成するため、地域とのかかわり合いをもつ取組を進めます。
- ③子どもたちの「育ち」と「学び」の適時性を踏まえたうえで、連続性を重視した教育活動が展開されるよう、教育課程の充実を図ります。
- ④教員・保育士間の相互理解を深め、保・幼・小・中連携教育の指導が充実するよう、研修・連携体制の充実を図ります。
- ⑤小中連携教育の推進のため、隣接する等の条件が整っている場合には、改築等を行う際に一體的な整備について検討します。

(5) 特別支援教育

- ①通常の学級に在籍する特別な支援が必要な幼児・児童・生徒一人ひとりの学びを十分に確保するとともに、その能力を最大限に伸ばし、自立して社会に参加できるよう、幼児・児童・生徒の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を進めます。
- ②共生社会の実現を目指し、インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育を推進し、障害のある子どもと障害のない子どもが共に教育を受けられる環境を整えていきます。
- ③障害のない子どもたちが、障害や人間の多様性を正しく理解した上で共に社会生活を送っていくよう、交流や体験活動等を通して障害者理解教育を進めます。
- ④特別な支援が必要な幼児・児童・生徒の指導に携わる教員の専門性向上等のための支援の充実を図ります。
- ⑤特別支援教育の推進に対する区民の理解促進、障害者理解の推進に努めます。

視点3 地域ぐるみで子どもの教育に取り組むための連携・協働

(1) 家庭・地域と連携した学校・園づくり

- ①学校と地域をつなぐ制度・組織を活用し、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進し、地域の教育力の向上を図ります。
- ②区内大学・NPO等の社会的資源を活用した協働による学校支援の取組を進め、地域力の強化につなげます。
- ③保護者や地域住民に対する学校教育活動に関する情報の積極的な発信を進め、学校支援組織についての周知及び連携意識の啓発を行い、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識し行動できるための取組を進めます。
- ④地域人材の発掘、育成や地域団体等との連携強化などを通じ、支援を必要とする学校と地域をつなぐための取組を進めます。

視点4 子どもの学びを保障する教育環境

(1) 教員の資質・能力向上、教育に専念できる工夫

- ①教員の経験や能力、職層に応じた研修等の充実を図るなど、計画的・系統的な教員の育成に取り組みます。
- ②教員が子どもと向き合う時間を確保するため、ICT等を活用した校務の効率化を図るとともに、業務のスリム化、アウトソーシングなどにより改善・見直しを図ります。
- ③地域内外の人材を活用し、教員の人材育成や校務のサポートを行い、教員の負担軽減を図ります。
- ④子どもたちにとって質の高い教育環境を整備するために、教員の働き方改革を推進します。

(2) 安全・安心な学校生活のための危機管理体制

- ①交通事故や不審者等の身の危険から子どもたちを守るため、ハード・ソフト両面からの見守り体制を整備します。
- ②緊急時に迅速で的確な対応が図れるよう、警察、近隣自治体等の関係機関及び保護者、地域住民等と連携した学校・園の安全体制づくりに努めます。
- ③子どもたちが自らの身を守り、また、周りの人々を助けることができるよう、発達段階に応じた体系的な安全教育を行います。

(3) 子どもたちの課題に対する専門的アプローチ

- ①教育センターを拠点とする総合相談体制を整備し、いじめ等の問題行動や不登校、集団不適応等の予防・早期発見・早期対応に努め、解消につなげるための取組を充実します。
- ②教育分野の知識に加え、心理・社会福祉等の専門的な知識・技術を有する人材を活用した相談・支援体制を充実します。
- ③区内の保育園、幼稚園、育成室、児童館等へ心理士等の専門職が訪問して、保育者や保護者等の保育・子育てを支援します。

(4) 学校運営に適した学校規模

- ①小学校においては、当面現在の学校数(20校)を維持した上で、1学年複数学級の安定的な確保を目指し、各校の学校規模の平準化を図ります。
- ②中学校においては、当面現在の学校数(10校)を維持した上で、生徒数300人を安定的に確保できる学校規模を目指します。
- ③教育活動の充実や、学校情報の積極的な発信に努め、子どもや保護者だけでなく、地域住民からも愛され、期待されるよう、各校の創意工夫を生かした魅力と特色ある学校・園づくりを推進します。
- ④学級定数に関する国や都の動向や近年顕著な増加傾向にある年少人口の動向を見据えた施設面の対応を図るとともに、将来予測において人口動態に変化が生じた場合には、適正な学校数について検証し、統合も含めた検討を行います。

(5) 学校施設等の整備

- ①老朽化した学校施設の改築・改修については、施設の状況による緊急度等を考慮し、計画的に順次実施していきます。
- ②学校施設の整備にあたっては、安全で快適な環境を確保するとともに、バリアフリー化を推進します。また、自然エネルギーの活用など地球環境にも配慮していきます。
- ③ICT機器を活用した質の高い教育環境を提供できるよう、学習指導要領等に対応した設備や学習機器の整備を推進します。
- ④地域施設としての学校の役割を考慮し、防災拠点としての機能の充実を図るとともに、区の施設との複合化など、地域の特性に応じた特色ある学校施設の整備を進めます。
- ⑤校地の有効活用のため、隣接する等の条件が整っている場合には、改築等を行う際に一體的な整備について検討します。
- ⑥施設の改築・改修計画に合わせ、その時々の保育所待機児童数等の状況を総合的に考慮の上、区立幼稚園の認定こども園化を進めます。

(参考) 用語説明

箇所	用語	説明文
視点 1	持続可能な社会	持続可能な開発を促進していくことによって実現できると想定される社会のあり方を「持続可能な社会」と考えることができる。 ※持続可能な開発目標（SDGs）…2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までの国際目標。貧困対策や気候変動、生物多様性、ジェンダーなど、世界が抱える課題を解決し、持続可能な社会をつくるための17のゴール・169のターゲットから構成される。
視点 1 (1)(2)	Society 5.0	情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、国が目指すべき未来社会の姿として提唱。サーバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。 ※Society1.0～4.0…狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）
視点 1 (1)(2) 視点 4 (1)(2)	I C T	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。情報技術によるコミュニケーション活用も含めた情報通信関連技術のこと。
視点 1 (1)(2)	A I	Artificial Intelligence（人工知能）の略。大まかには「知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術」と説明されているものの、その定義は研究者によって異なっている状況にある。
視点 1 (1)(3)	プログラミング教育	子どもたちに、コンピュータに意図した処理を行うよう指示することができるという体験させながら、「プログラミング的思考」を育成し、コンピュータを活用できる知識・技能や物事を論理的に考えたり、より良い人生や社会づくりに生かそうとする態度を養うこと。 プログラミング教育を通じて、児童がおのずとプログラミング言語を覚えたり、プログラミングの技能を習得したりすることは考えられるが、それ自体を、ねらいとはしない。 ※プログラミング的思考…自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合わせが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していくべきかを論理的に考えていく力のこと。
視点 2 (5)	特別支援教育	障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導や支援を行うもの。平成19年から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある児童生徒の支援をさらに充実していくこととなった。 特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものとされている。
視点 2 (5)(2)	共生社会	これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。
視点 2 (5)(2)	インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのこと。 インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。 小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要であるとされている。 ※インクルーシブ(inclusive)…日本語で「包容する」と訳される。

※用語説明は、文部科学省や東京都教育委員会などの資料を参考に作成しています。

※ パブリックコメント後の「案」では、視点の順番を変えました。

パブリックコメントの意見と教育委員会の考え方は「素案」のものですので、「案」では下記のとおり視点を読み替えてください。

素案 (パブリックコメント時)	→	案 (パブリックコメント後)
視点 1	→	視点 2
視点 2	→	視点 3
視点 3	→	視点 4
視点 4	→	視点 1

教育指針（素案）に対する主な意見及び教育委員会の考え方

No.	ご意見（原則原文のとおり）	教育委員会の考え方
1	視点 1 (2) 「我が国や文の京の伝統や文化を尊重する」 多様な伝統・文化を尊重することが重要だったはずです。「我が国や文京の・・を理解し、多様な・・を尊重する」とあるべきではないでしょうか。	実際の指導の場面では、多様な文化について扱っていると認識しておりますが、それとは別に、我が国や文京区の内容に重点をかけているという意味になります。「我が国や文の京等」と修正いたします。
2	本教育指針（素案）の「(4)保・幼・小・中の連携・接続」において、「③子どもたちの「育ち」と「学び」の適時性と連続性を重視した教育活動が展開されるよう、教育課程の充実を図ります」と記載があるが、ここで敢えて「適時性」を記載する理由が分からぬ。 「子どもたちの「育ち」と「学び」の適時性」は所与の前提として、「(4)保・幼・小・中の連携・接続」の項目を立てているのであるし、そもそも「連携・接続」としている以上、「③子どもたちの「育ち」と「学び」の連続性を重視した教育活動が展開されるよう、教育課程の充実を図ります」で十分である。 それでも敢えて「適時性」を加えるのであれば、「③子どもたちの「育ち」と「学び」の適時性を踏まえたうえで、連続性を重視した教育活動が展開されるよう、教育課程の充実を図ります」とすべきであるし、「適時性」に言及するのであれば、「用語説明」も入れるべきであろう。（※例えばどのような時期に何をどのような方法で身に付けていくかということ、発達に応じて適切な時期に教育しなければ必要な能力が身につかないこと等） それに「連続性」とは別に、「適時性」に問題や課題があるのであれば、本指針においてはつきりとその問題点を指摘し、どのような取り組みを通じて解決していくか盛り込むべきである。	頂いたご意見を参考に、「③子どもたちの「育ち」と「学び」の適時性を踏まえたうえで、連続性を重視した教育活動が展開されるよう、教育課程の充実を図ります」と修正いたします。

	<p>文京区教育委員会教育指針（素案）では「一人ひとり」ということに関し、「一人ひとりの個性や能力に応じた最適な教育活動を進めます」、「一人ひとりの個性を尊重しながら…」、「幼児・児童・生徒一人ひとりの能力を最大限に伸ばし…」と記載しているが、あくまで「個性」や「能力」に限定しており、「一人ひとりと向き合う」、「一人ひとりに寄り添う」、「一人ひとりを大切にする」、「一人ひとりをいかす」という視点が抜け落ちているのは理解できない。</p> <p>「一人ひとりの個性を尊重」するという姿勢は、「向き合い」「寄り添い」「大切にする」という具体的な心情と態度に裏付けられていなければ子どもの信頼は得られず、個性や能力に応じた最適な教育活動を円滑に進めるることもできなければ、「一人ひとりの能力を最大限に伸ばすこともままならない。</p> <p>文京区教育委員会教育指針（素案）に於いては、「一人ひとり」を「個性」や「能力」に限定するのではなく、「一人ひとりと向き合う」、「一人ひとりに寄り添う」、「一人ひとりを大切にする」、「一人ひとりをいかす」といった多様で多角的な視点を踏まえて記載すべきであり、幅広い文京区民とその認識を共有すべきである。</p>	<p>頂いたご意見を参考に、視点1（5）を「一人一人の学びを十分に確保するとともに、その能力を最大限に伸ばし、」と修正いたします。</p>
3	<p>「指針」（素案）の「(5)特別支援教育」において、「社会全体の様々な機能を活用して」という重要な視点と、障害のある子どもたちが「十分な教育が受けられるよう」という重要な記載が抜けており、「(5)特別支援教育」の①～⑤の中のどこかに記載すべきである。</p>	
4	<p>「指針」（素案）の「(5)特別支援教育」の⑤において「特別支援教育の推進に対する区民の理解促進に努めます」と記さしているが、文部科学省が指摘する「障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である」との視点が抜け落ちている。</p> <p>⑤は「特別支援教育の推進に対する区民の理解促進、障害者理解の推進に努め、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていきます」とすべきである。</p>	<p>頂いたご意見を参考に、「特別支援教育の推進に対する区民の理解促進、障害者理解の推進に努めてまいります。」と修正いたします。</p>
5	<p>本教育指針（素案）全体を通じて、文京区は「かかわり」と「かかわり合い」をどのような基準において使い分けているのか区民には良く分からぬし、伝わらない。本指針では、「地域で子どもを育てる意識を醸成するため、地域とのかかわりをもつ取組を進めます」「子どもの発達段階に応じたかかわり方や…」というように「かかわり」を使う一方、「子育て世帯が社会で孤立しないよう、多様な主体や幅広い世代の人々がかかわり合う機会を設け、子育て家庭のネットワークを広げるための支援を強化します」というように「かかわり合い」を使っている。</p> <p>「かかわり」より、「かかわり合い」が一步踏み込んだ積極的な意味合いがあるなら、「かかわり」より「かかわり合い」とした方が積極性が出るが、文京区は前者2例については敢えて瀬極性を出さないようにしたのであろうか。</p>	<p>「子どもの発達段階に応じたかかわり方や…」の項は、家庭教育における父母等の保護者の主体性を示すため、「かかわり」と記載しております。</p> <p>「地域とのかかわりをもつ取組を進めます」の項は、頂いたご意見を参考に、「地域とのかかわり合いをもつ取組を進めます」と修正いたします。</p>

	現状、「地域で子どもを育てる意識を醸成するため、地域とのかかわり合いをもつ取組を進めます」「子どもの発達段階に応じたかかわり合い方や…」とした方が積極性が出ていいはずであるが、敢えてこの2例だけ「かかわり合い」ではなく、「かかわり」とした合理的根拠があるのであろうか。もし、明確な根拠を持って「かかわり」と「かかわり合い」を使い分けていなければ、「用語説明」において合理的根拠を示し、区民に対する説明責任を果たすべきである。	
7	<p>本教育指針（素案）全体を通じて、地域全体としての「教育力」や「子育て力」がないのは理解に苦しむ。「視点2 地域ぐるみで子どもの教育に取り組むための連携・協働」とあるが、「連携・協働」は目的ではなく「手段」であり、本来は地域全体としての「教育力」や「子育て力」を付けるため、あるいは向上させるために、「地域ぐるみで子どもの教育に取り組むための連携・協働」が必要になるという組み立てではないか。</p> <p>「家庭・地域と連携した学校・園づくり」も地域全体としての「教育力」や「子育て力」を付けるため、あるいは向上させるための手段や具体策のひとつであり、その後に続く①～④も同様であろう。そのことは家庭における教育力の低下を補う意味合いも含まれている。</p> <p>「地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進」「協働による学校支援の取組」は地域全体としての「教育力」を高め、「子育て力」を高めるとう目的あってのものであることを本指針において明記すべきである。もし、明記する必要がないということであれば、その合理的根拠を示し、区民への説明責任を果たすべきである。</p>	頂いたご意見を参考に、視点2（1）①を「学校と地域をつなぐ制度・組織を活用し、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進し、地域の教育力の向上を図ります」、同②を「区内大学・NPO等の社会的資源を活用した協働による学校支援の取組を進め、地域力の強化につなげます」と修正いたします。
8	「視点3 子どもの学びを保障する教育環境」の「(1)教員の資質向上、教育に専念できる工夫」は、「教員の資質向上」ではなく、「教員の資質・能力向上」とすべきである。「資質」は「生まれつきの性質や才能」であり、これを向上させることは至難であるが、あたかも文京区では「資質向上」が容易に行えるかのような印象を与える。「資質向上」を否定するものではないが、どちらかと言えば「能力向上」こそ図るべきものである。もし、文京区に於いて「能力向上」より「資質向上」の方が重要であるといふのであれば、その合理的根拠を区民に明確に示し、説明責任を果たすべきである。文京区教育委員会教育指針（素案）に於いて説明責任を果たさない（果たせない）のでは話にならない。	頂いたご意見を参考に、「教員の資質・能力向上」と修正いたします。
9	「視点3 子どもの学びを保障する教育環境」の「(3)子どもたちの課題に対する専門的アプローチ」に於いて、「①教育センターを拠点とする総合相談体制を整備し、いじめ等の問題行動・不登校、集団不適応等の予防・早期発見・解消のための取組を充実します」としているが、「早期発見・解消のための取組」という記載の仕方には問題があると言わざるを得ない。文京区教育委員会教育指針（素案）は軽々しく「解消」という文言を使っているが、そう簡単に「解消」できるものではなく、「早期発見」の次にすべきは「早期対応」であり、「早期対応」なくして「解消」などあり得ない。「①教育センターを拠点とする総合相談体制を整備し、いじめ等の問題行動・不登校、集団不適応等の予防・早期発見・早期対応に努め、解消につなげるための取組を充実します」とすべきである。	頂いたご意見を参考に「教育センターを拠点とする総合相談体制を整備し、いじめ等の問題行動・不登校、集団不適応等の予防・早期発見・早期対応に努め、解消につなげるための取組を充実します」と修正いたします。

	<p>本教育指針（素案）の「視点3 子どもの学びを保障する教育環境」で「(4)学校運営に適した学校規模」としているが、「規模」の問題もさることながら「中身」の問題も重要であることに鑑みれば、③はさらに踏み込んだ記載が必要である。「一人ひとりの能力を最大限に伸ばし…」と言うのであれば、教員もまた「一人ひとりの能力を最大限に伸ばす」べきであり、園長・校長も「その裁量を最大限に生かす」べきであり、そうした記載を盛り込むべきである。</p> <p>③では「子どもや保護者だけでなく、地域住民からも愛され、期待される、魅力ある学校・園づくりを推進します」とあるが、「魅力」にとどまらず、園長・校長・教員のやる気をさらに引き出すためにも、「特色・特徴ある学校・園づくり」も明記し、「子どもや保護者だけでなく、地域住民からも愛され、期待され、魅力あふれる、特色と特徴ある学校・園づくりを推進します」とすべきである。</p> <p>もし、文京区においてこうした記載上の工夫が必要ない、あるいは上記で指摘したことを本指針に記載する必用がないということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対する説明責任を果たすべきである。</p>	<p>頂いたご意見を参考に「期待されるよう、各校の創意工夫を生かした魅力と特色ある学校・園づくりを推進します。」と修正いたします。</p>
10	<p>文京区教育委員会教育指針（素案）全体を通じて、子どもたちが「自分の（あるいは自らの）未来を切り開いていく」ことの重要性が記載されていないのは疑問である。文京区は「自分の（あるいは自らの）未来を切り開いていく」能力など必要ないと考えているのか。それとも現状の文京区教育委員会教育指針（素案）を通じて「自分の（あるいは自らの）未来を切り開いていく」能力は自然と養われていくと考えているのか。文京区の子どもたちには「自分の（あるいは自らの）未来を切り開いていく」気持ちを持たせないようにしようとしているのか。いずれにしても「自分の（あるいは自らの）未来を切り開いていく」能力、「自分の（あるいは自らの）未来を切り開いていく」気持ちを醸成していくことが必要なく、文京区教育委員会教育指針（素案）に明記する必要がないということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対する説明責任を果たすべきである。</p>	<p>頂いたご意見を参考に、視点4に「自らの手で未来を切り拓く力を育てます。」と修正いたします。</p>
11	<p>本教育指針（素案）全体を通じて、「的確性」の意義や重要性に対する認識が甘い（あるいは薄い）と言わざるを得ない。例えば、(5)特別支援教育の①は「児童・生徒の教育的ニーズを的確に把握し…」とすべきであるが、なぜ敢えて「的確に」という言葉を省くのか。例えば「(2)安全・安心な学校生活のための危機管理体制」の②では、「緊急時に迅速での的確な対応が図れるよう…」とすべきであるが、なぜ敢えて「的確な」を外すのか。文京区においてどうしても「的確性」の記載が重要ではなく、本指針で記載する必要がないということであれば、その合理的根拠を示し、区民に対し丁寧にその説明責任を果たすべきである。</p>	<p>頂いたご意見を参考に、「緊急時に迅速での的確な対応が図れる」と修正いたします。</p>
12		